

# 令和8年度健康づくり啓発事業委託業務公募型プロポーザル募集要領

## 1 事業の概要

### (1) 業務名

令和8年度健康づくり啓発事業委託業務

### (2) 業務の目的

高知県の健康寿命は、平成22年と比較して延伸している一方、壮年期の死亡率は男女ともに全国平均を上回っており、特に男性の死亡率は高い状況にある。県では、県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けられる「日本の健康長寿県」を目指しており、その取組の一環として、県民の健康意識のさらなる向上と、よりよい生活習慣の定着に向け、いつもの暮らしに無理なく取り入れられる「高知家健康チャレンジ」により、健康づくり総合啓発を実施する。

### (3) 取組内容

「朝食摂取」を入り口とした生活習慣「朝ごはんから広がる健康習慣（仮称）」の普及啓発

- ・高知県における朝食欠食率は特に20歳から49歳において高い（32.7%：令和4年高知県県民健康・栄養調査）。
- ・朝食欠食は肥満や糖尿病の発症リスクを高めると言われているほか、高知県が大阪大学に委託した分析結果によると、本県の心筋梗塞の発症と朝食欠食に関連が見られた。
- ・肥満については、身長と体重によって「肥満」や「やせ」を判断する指標であるBMIが男女ともに全国平均を上回っており、高知県男性のBMIの平均値は全国で最も高い。
- ・高知県の1日あたりの平均歩数が男女ともに全国平均以下であることも、BMIが全国平均を上回っている要因の1つと考えられる（令和6年国民健康・栄養調査：高知県男性8,074歩／全国男性8,564歩、高知県女性7,176歩／全国女性7,291歩）。

- ①「朝食摂取」は、肥満や糖尿病等の発症リスクの低減のために手軽に始められる生活習慣の1つであり、全世代において健康習慣の入り口として取り組みやすいものであることを普及啓発する。
- ②「朝食摂取」に加え、「減塩」、「野菜摂取」、「運動」、「減酒」についても、生活習慣病の発症リスクの低減のために取り組むべきポイントであることを普及啓発する。
- ③自身の健康状態を手軽に確認する方法として、本県が運営する高知家健康パスポートアプリに「体重記録」、「血圧記録」の機能がある。体重及び血圧を定期的に測定し、記録（見える化）することが重要であることを普及啓発する。

### (4) 業務内容

別添「令和8年度健康づくり啓発事業委託業務仕様書」のとおりです。

### (5) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 2 見積限度額

9,354千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

なお、上記1（3）①に係る業務は、2,802千円、上記1（3）②及び③に係る業務は、

6,552千円をそれぞれ上限とします。

ただし、上記1(3)①、②、③全般にわたる広報、啓発資材の作成、イベントの開催等については、6,552千円の内計上することとします。

### 3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するため、「令和8年度健康づくり啓発事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

### 4 提案者の決定方法

公募型

### 5 企画提案者の募集

「令和8年度健康づくり啓発事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」のとおり。

### 6 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

### 7 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県内に主たる営業所（本社又は本店等）を置く者であること。
- (2) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（若しくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

## 8 応募形態による留意事項

共同企業体で応募するときは、以下の事項に留意してください。

- (1) 事業者間で共同企業体に関する協定を締結すること。  
なお、協定締結している場合は、締結参加申込書に当該協定書の写し1部を、協定締結済みの場合は、協定書案等の写しを1部添付して県に提出することとします。
- (2) 共同企業体の適切な名称を設定し、代表者を選任すること。
- (3) 代表構成員及びその他構成員は、連帯してその責任を負うものとします。
- (4) 代表構成員及びその他構成員は、同時に2以上の共同企業体の構成員となること又は単独での応募はできません。

## 9 説明会

日程：令和8年6月24日（水）11:00～12:00

場所：保健衛生総合庁舎 5階 会議室（高知市丸ノ内2丁目4番1号）

出席者数：会場の都合により、1参加者当たり2名までの参加とします。

参加申込：参加を希望する事業者は、令和8年6月23日（火）17:00までに、「17 問い合わせ先」記載の問い合わせ先まで、別紙1により電子メールで申し込むこととします。

## 10 質疑と回答

説明会を除き、質疑事項は別紙2により電子メールで受付します。電話により着信を確認してください。質疑事項を受け付けた場合は、その質疑事項と回答の内容を県保健政策課のホームページに掲載します。

受付期限 令和8年6月26日（金）17:00まで

## 11 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルへの参加を予定している者は、プロポーザル参加申込書（別紙3）及び法人概要書（別紙4）に資格要件の確認書類を添えて申し込むこととします。申込に当たって必要な提出書類は以下のとおりとし、共同企業体で参加する場合は代表者及び全ての共同提案者が②～④の書類を提出することとします。

### (1) 提出書類

- ①プロポーザル参加申込書（別紙3）
- ②法人概要書（別紙4）
- ③法人の都道府県税の納税証明書
- ④法人の消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑤共同企業体に関する協定書の写し（共同企業体で参加する場合に限ります。）

### (2) 提出期限等

#### ①提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限ります。）

#### ②提出期限

令和8年7月6日（月）17時（必着）

#### ③提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎4階

高知県健康政策部保健政策課 担当者：菊地・濱崎

TEL：088-823-9675

(3) 資格要件の確認

高知県健康政策部保健政策課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認結果を令和8年7月8日（水）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(4) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

②知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

## 12 企画提案書の作成

別途定める「令和8年度健康づくり啓発事業委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおりです。

## 13 審査

別途定める「令和8年度健康づくり啓発事業委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおりです。

## 14 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後速やかに全ての提案者に文書で通知します。なお、本件に関して情報の開示請求があった場合は、高知県情報公開条例に準じて対処するものとします。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

## 15 日程（予定）

令和8年6月23日（火）	説明会参加申込期限（17時締切）
6月24日（水）	説明会開催（11時から12時まで）
6月26日（金）	質疑書の提出期限（17時締切）
7月6日（月）	参加申込書の提出期限（17時締切）
7月13日（月）	企画提案書の提出期限（12時締切）
7月21日（火）	審査委員会（プレゼンテーション）
7月23日（木）	審査結果通知

## 16 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）し

ます。

- (3) 提出された書類は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第3号の規程により非開示となるため、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙5により提出してください。開示・非開示の判断は、提出された別紙5に基づき行うものではなく、別紙5を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

- (4) 契約者以外の提出書類の内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。

## 17 問い合わせ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎4階

高知県健康政策部保健政策課

担当者：菊地・濱崎

T E L : 088-823-9675

E - m a i l : 131601@ken.pref.kochi.lg.jp

## 18 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ①提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ②審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

## 19 その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。